

お客さま各位

日本航空株式会社
日本地区貨物販売支店

中国向け エクスプレス貨物の輸送時の注意事項について(再案内)

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は JALCARGO に格段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、2019年11月13日に JALCARGO-INFO-19-035”中国税関 貨物事前情報提出制度の一部変更”にて、エクスプレス貨物輸送時の適切な申告について、ご案内いたしましたが、ここ最近、中国税関の指導も強化されており、改めて、適切な申告にご協力いただきますよう、ご案内申し上げます。
敬具

記

1. 適用日

2019年(昨年)11月15日0時以降に中国本土に到着する便に搭載する貨物より

2. 対象便

中国本土に到着する便全て ※香港は対象外となります。

3. 対象貨物(エクスプレス貨物)

「税関快件監督管理保税倉庫」で通関される旨を現地空港税関へ届け出されている貨物

4. 注意事項

- ・ご予約時、必ず、「税関快件監督管理保税倉庫」を利用される旨をご申告ください。
→ご予約時に、対象貨物がエクスプレス貨物だと分かるようにご予約いただければ結構です。
- ・MAWB の Handling Information 欄に、必ず”EXPRESS CARGO”や”EXP”とご記載ください。
- ・中国税関宛に提供しているマスター・ハウスの OCI 項目にて「CONSIGNEE ID」の送信が必要。

適切なお申告が行われない場合、貨物引き渡しにも支障があり、ここ最近では、中国税関からの指導も強化されており、中国税関から罰金が科されるケースでは、お客様へご負担をお願いする可能性もございますので、予めご承知いただき、また改めて適切なお申告に協力賜りますようお願い申し上げます。
以上